

大福障第2179号
令和6年8月5日

指定障害福祉サービス事業所等 管理者 様

大津市障害福祉課長

身体拘束廃止未実施減算の取扱いについて

平素は、本市の障害福祉行政の円滑な推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、障害者総合支援法および児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス事業等に関し、令和3年度より身体拘束等の適正化にかかる運営基準改正があり、経過措置終了後の令和5年4月1日以降、当該減算を適用することとされました。

上記のことにつきまして、令和6年度報酬改定に伴い、減算の単位数および取扱いに一部変更がありましたので、当該減算の取扱いについて、別紙のとおりとします。御確認ください。

大津市障害福祉課事業所指定係
TEL:077-528-2696
e-mail:otsu1408@city.otsu.lg.jp

1. 減算の適用サービス種別

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型(基準該当就労継続支援B型を含む。2.において同じ。)、共同生活援助

児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援（みなし基準該当通所支援を除く。）

2. 減算の単位数

- 療養介護、施設入所支援、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を含む。)、共同生活援助ならびに指定障害者支援施設が行う生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労継続支援A型、就労継続支援B型および児童入所支援
⇒所定単位数の100分の10(10%)を減算
- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型(指定障害者支援施設が行う通所系サービスを除く。)および児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援(みなし基準該当通所支援を除く。)
⇒所定単位数の100分の1(1%)を減算
- 所定単位数は、各種加算(障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く(下記図(居宅介護サービス)参照。))がなされる前の単位数
- 減算対象は利用者全員

[illegible]

3. 減算の適用要件

身体拘束等に該当する利用者の有無に関わらず、以下のいずれかに該当する場合、減算適用とする。

- (1) 身体拘束等に係る記録を行っていない。
- (2) 身体拘束等の適正化を検討するための委員会（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）を定期的（1年に1回以上）に開催していない。また、開催していても、その結果について従業者に周知徹底が図られていない。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針が整備されていない。
- (4) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施していない。

【補足】

- 身体拘束を実施する場合のやむを得ない場合である「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨の記載がない場合は「記録を行っていない」と判断する。また、結果的に身体拘束を実施しなかった場合も、記録が残っていない場合は「記録を行っていない」と判断する。
 - 「1年に1回以上」とは、1年後の同日までに実施していること。例えば令和6年7月17日に委員会等を開催した場合、令和7年7月16日までの間に次の委員会等を開催すること。それを超えて開催する場合(例:令和7年7月17日に開催)は、要件を満たさないものとする。
 - 委員会は法人単位での設置や虐待防止委員会と一体的に運用しても差し支えない。また、テレビ電話等を利用して開催しても差し支えない。
 - 委員会では以下の内容について整備・協議を行うこととし、その記録を5年間保存しておくこと。以下を満たさない、および記録がない場合、委員会を開催していないとみなす場合がある。
 - ア 身体拘束等について報告するための様式の整備
 - イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告
 - ウ イにより報告された事例の集計・分析※（イによる報告がない場合、身体拘束等の未然防止の観点から、利用者に対する支援の状況等の確認・共有）
 - エ ウを基に、当該事例の適正性と廃止へ向けた方策を検討
 - オ アからエの内容を従業者に周知徹底すること。
 - カ 廃止へ向けた方策を講じた後に、その効果について検証
- ※身体拘束等の発生時の状況、発生原因、結果等を取りまとめること
- 「身体拘束等の適正化のための指針」とは、以下に示す内容を満たすものを指す。
 - ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
 - イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

- 研修の開催については、身体拘束等に関する研修において虐待防止の内容を含んでいる場合は、虐待防止の研修を実施しているとみなしてよい。また、小規模事業所が実施する研修の方法として、従業員の全体ミーティング等を活用する、各圏域の自立支援協議会が実施している研修等へ参加する等が考えられる。
- 研修の記録については、以下の内容がわかるものを記録し、保存しておかなければ実施していないとみなす。
 - ・ 研修開催日、参加者出欠表
 - ・ 欠席者への対応（例：資料等確認後の感想等）
 - ・ 研修資料
 - ・ 研修の復命書（例：参加者アンケート等）
- 委員会と研修会を一体的に実施することは認められない。なお、小規模の事業所等で委員会会員および研修会受講者が同一の場合または委員会と研修会の実施内容を明確に分けることが可能な場合については、同日で実施しても差し支えない（例：午前に委員会、午後に研修会）。

4. 減算の適用期間

・ 減算の適用開始月：事実が生じた月の翌月

運営指導等により運営基準を満たしていない事実が確認された月の翌月が減算の適用開始月となる。

・ 減算の適用終了月：改善が認められた月

運営基準を満たしていない事実が生じた場合、市が指定する日時までに、市へ改善計画書を提出し、その計画に基づいた改善状況を事実が生じた月から3月後に報告すること。

当該報告により改善が認められた月が減算終了月となる。

5. 留意事項

- ・ 令和6年度以降に実施する運営指導等において、令和5年度以前に生じた運営基準を満たさない事実が確認された場合も減算の対象となる。
- ・ 改善計画および改善報告の様式については、運営指導等にて基準を満たさない事実を確認した際に、運営指導等の結果通知とともに別添のものを送付する。

【参照通知等】

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【こ支障第 97 号障発 0329 第 33 号令和 6 年 3 月 29 日】
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【こ支障第 97 号障発 0329 第 33 号 令和 6 年 3 月 29 日】
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 19 年 1 月 26 日障発第 0126001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【障発 0329 第 33 号 令和 6 年 3 月 29 日】
- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【こ支障第 94 号 令和 6 年 3 月 29 日】
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【こ支障第 94 号 令和 6 年 3 月 29 日】
- 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 13 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【こ支障第 94 号 令和 6 年 3 月 29 日】
- 令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q&A VOL. 1